

登園許可証

クラス名 組 園児氏名

病名「」

上記の者は、 年 月 日から症状が軽快し、かつ学校保健安全法の基準により、感染症予防上支障ないと認めたので登園を許可します。

認定こども園くさかべ幼稚園 園長殿

年 月 日 医師名

(印)

感染症について保護者様へ

園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団感染や流行をできるだけ防ぐため、厚生労働省ガイドラインにより登園を控えるよう定められています。このガイドラインは学校保健安全法に準拠しており、学校保健安全法施行規則では下記のように出席停止期間が定められています。

なお医師の診断には保護者の経過観察が大変重要になりますので、お子さんの状態をよく観察し、出席停止期間をもとに受診して登園許可を受けるようお願いいたします。また登園後、新たな症状が発現したような場合には、改めて受診やお休みをお願いすることがあります。

園生活での集団感染を予防するという目的をご理解頂き、特に感染力のある期間を考慮の上、登園するようご協力をお願いいたします。

レ	疾患	感染しやすい期間	出席停止期間
	新型コロナウイルス感染症 ※第5類へ変更後 (R5.5.8以降)の対応	発症した後5日間とされています。	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症日を0日目(無症状の場合は検体採取日を0日目とします)として5日間は外出を控え、症状が軽快した場合でも、24時間程度は様子を見ることが推奨されています。
	インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日経過するまで
	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失してから、または5日間の抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱した後3日を経過するまで

※その他の感染症について、裏面(2ページ目)に記載しておりますので確認願います。

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脅後4日	腫脅が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん	発しん出現の前7日から後7日間くらい	発しんが消失するまで
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発しんが痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主要症状が消退した後2日を経過するまで
腸管出血性大腸菌感染症（O-157、O-26、O-111等）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間あけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑（リンゴ病）	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
R S ウィルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
結核		感染のおそれがなくなつてから
髓膜炎菌性髓膜炎		感染のおそれがなくなつてから

※ 学校保健安全法では、上記の他にエボラ出血熱やコレラ、赤痢などが定められていますが、発生数が少なく、感染症予防法などで強制入院や消毒といった対応が求められているので除外しています。